

福島県退職公務員連盟規約

[平成14年4月改正]

[平成20年4月一部改正]

(名称及び事務所)

第1条 この連盟は、福島県退職公務員連盟（以下「連盟」という）と称し、事務所を福島市に置く。

(目的)

第2条 この連盟は、少子・高齢社会の進展に対応し、退職公務員の豊かで活力のある生活を維持するため、会員の融和と連帯を図り、共済年金制度の堅持をはじめ、保健・福祉制度の充実を確保し、さらには豊かな知識と経験をもって積極的な社会参加を推進し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 この連盟は、福島県内に居住する退職公務員及びその遺族で、この連盟の趣旨に賛同し入会した者をもって構成する。

2 前項の会員のほか、この連盟に準会員及び賛助会員を置く。

準会員は現職公務員でこの連盟の趣旨に賛同する者とし、賛助会員はこの連盟の趣旨に賛同する者または団体とする。

3 この連盟は、財団法人日本退職公務員連盟（以下「日公連」という）に加盟する。

(支部)

第4条 この連盟は、必要に応じ県内に支部を置く。

2 支部に関する規約等は、当該支部が定める。

(事業)

第5条 この連盟は、第2条の目的を達成するため、日公連との相互援助協力のもとに、次の事業を行う。

- (1) 公的年金制度（恩給を含む）の改善に関すること。
- (2) 会員の社会参加・貢献等の推進に関すること。
- (3) 会員の福祉及び地域福祉の増進に関すること。
- (4) 会員の親睦と福利厚生等の推進に関すること。
- (5) 県・市町村その他関係団体との連携・支援に関すること。
- (6) 県大会の開催に関すること。
- (7) その他この連盟の目的達成に必要な事業。

(評議員)

第6条 この連盟に評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員は、支部長〔副会長（第8条(2)の副会長をいう）である支部長を除く〕をもって充てる。

3 前項の場合、支部長が副会長になった支部にあつては、当該支部長が推薦する者をもって充てる。

4 前項のほか、会員の中から会長が推薦する者若干名を、評議員会に諮り会長が委嘱することができる。

5 評議員の定数は25名以内とする。

(評議員会)

第7条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 会長、理事、評議員、（会長が推薦する者）及び監事の選出
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) その他この連盟運営上の重要事項

(役員)

第8条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第9条 会長、理事、監事は、評議員会において会員の中から選出する。

- 2 副会長、専務理事は、理事の中から評議員会に諮り会長が委嘱する。

(職 務)

第10条 会長は、この連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め会長が定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を所掌する。
- 4 理事は、理事会を構成し、評議員会の決議に基づき、会務を執行する。
- 5 監事は、会計の監査に当たる。

(役員の任期)

第11条 第8条に定める役員の前任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の前任期は、前任者の前任期とする。
- 3 役員は、その前任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会 議)

第12条 会議は、理事会及び評議員会とする。

- 2 理事会は、会長が必要と認めるときに開き、会長が招集する。
議長は、会長がこれにあたる。
- 3 評議員会は、毎年4月に開くほか、会長が必要と認めるときに開き、会長が招集する。
議長は、評議員の中から選出する。

(顧問及び参与)

第13条 この連盟に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、評議員会に諮り、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会務に参画することができる。

(会 計)

第14条 この連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 この連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(部の設置)

第16条 この連盟に次の部を置き、第5条に定める事業を推進する。

ただし、必要に応じその他の部を置くことができる。

- (1) 庶務部 (4) 女性部
- (2) 組織部 (5) 福祉部
- (3) 年金部 (5) 広報部

(部 長 等)

第17条 前条の各部に部長を置く。

- 2 部長は、理事(第8条(4)に定める理事をいう)の中から会長が委嘱する。
- 3 部長は、部の活動を推進する。

- 4 各部には必要に応じ、部員を置くことができる。部員は、会員の中から会長が委嘱する。

(事 務 局)

第18条 この連盟の事務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

事務局長には、専務理事（第8条(3)に定める専務理事をいう）を充てる。

(加入申し込み)

第19条 この連盟に加入しようとする者は、書面又は口頭をもって、支部長を経て申し込むものとする。

(解散)

第20条 この連盟を解散するときは、評議員会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、評議員の過半数が出席し、かつ、その出席者の3分の2以上の同意をもってしなければならない。

(補則)

第21条 この規定に定めるもののほか、実施・運営に関する必要な事項は、会長が定めることが出来る。

<附則>

この規約は、平成8年4月9日から施行する。

この規約（昭和23年12月1日決定）の全部を改正する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約（昭和23年12月1日決定・平成8年4月9日全部改正）の全部を改正する。

<議案>

平成20年6月25日 理事会提案

福島県退職公務員連盟規約の一部改正について

<改正案>

福島県退職公務員連盟規約の一部を次のように改正する。

(役員)

第8条中「(2)副会長6名以内」を「(2)副会長若干名」に改める。

附則

この改正は、平成20年4月15日から施行する。

<事務処理について>

この規約改正については、各評議員に対し文書をもって賛否協議するものとする。